

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和3年5月17日に提起した行政不作為の異議申し立てに係る件（令和3年度（健）第1号）の審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 令和3年4月26日に審査請求人は、処分庁に対し「法令に違反する行為の是正を求める行政指導がその根拠となる法律の条項に規定する要件に適合しないと思料する」として、「行政指導の中止等の求め」の申出書を提出した。
- 2 令和3年5月7日に処分庁は、審査請求人に対し、上記1の申出書に関して「行政指導を行った事実はないため、審査請求人の求める措置をとることはできない」旨の文書を回答した。
- 3 令和3年5月17日に審査請求人は、「新型コロナウイルスは不存在とする科学的事実を上記1の申出書によって職務上認知した行政職員が、不存在災害に対する不正行政と不正職務を継続しているので、速やかに新型コロナウイルス感染症対策の全ての職務を中止させる命令をしなければならない」旨の審査請求を審査庁に対し行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- ・令和3年4月26日に提出した申出書に添付された参照法令書類や蓋然性の高い証拠資料によって、処分庁は新型コロナウイルスとその感染症が不存在である科学的根拠と事実を職務上認知したので、受理した職員は新型コロナウイルスの存在を信じる一部の国民に対してのみの奉仕者となれば、その公務員は日本国憲法第15条に対して重大な憲法違反を犯している。
- ・新型コロナウイルスが不存在である事実を知らながら感染症対策を行うといった不正な職務を遂行し、かつ不正事実を行政庁の長に報告すべき公務員としての職務を不作為とした職員は、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、当該不正を内部告発する職務上の義務があり、かつ不正を知らながら黙認し公正中立な職務を遂行しなかった刑法第193条公務員職権濫用罪に該当する疑いがある。
- ・以上の不作為に係る職務違反を認知したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第3条に基づき、本審査請求を行うとともに、同法第49条第3項第2号に基づき、審査庁は裁決で、当該不作為が違法または不当である旨を宣言し、審査請求人に対し何らかの行為をすべきである。
- ・「処分庁から受けた処分」や「法令に基づく当該不作為にかかる処分についての申請」はない。

2 処分庁の主張

審査請求人から「行政指導の中止等の求め」の申出書の提出があったが、審査請求人に対し行政指導を行った事実はないため、審査請求人の求める措置をとることはできない旨の回答を行った。また審査請求人に対し「処分」を行った事実や、審査請求人から法令に基づく「申請」があった事実はない。

理 由

- 1 行審法第3条では「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定されている。また西尾市行政手続条例（平成9年西尾市条例第16号）第34条の2第1項では、「法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。」

と規定されている。

- 2 以上の規定を考慮すると、行審法第3条における不作為に係る審査請求を行うには、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請」を行っている必要があると解される。本件においては、審査請求人は「行政指導の中止等の求め」の申出書（以下「本申出書」という。）を提出している。しかし、西尾市行政手続条例第34条の2第1項では「法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は（中略）当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる」としているところ、処分庁はそうした「行政指導」を審査請求人に行っていないと主張しており、審査請求人も「処分庁から受けた処分」や「法令に基づく当該不作為にかかる処分についての申請」に関して、ないと主張しており、審査請求人に対する行政指導の事実は確認できない。そのため、本申出書は、西尾市行政手続条例第34条の2に規定する行政指導の中止等の求めとは認められないことから、行審法第3条における不作為に係る審査請求の要件である「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請」であるとは認められない。

また、その余の審査請求人の主張についても、いずれも行審法第3条の「法令に基づき行政庁に対して処分」の不作為に該当するものではなく、当該主張に係る審査請求は不適法である。

- 3 以上のことから、本件審査請求は、行審法第3条における不作為に係る審査請求を行う要件を具備しておらず不適法であるため、行審法第24条第2項及び第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月7日

審査庁 西尾市長 中 村 健

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。